東京都立大島高等学校定時制課程管理運営規程

１０大高第１２２０号の２
平成１０年１２月２２日
校　　長　　決　　定
平成１５年　４月　１日一部改正
平成１６年　４月　１日一部改正
平成１８年　４月　１日一部改正
平成１９年　４月　１日一部改正
平成２１年　４月　１日一部改正
平成２５年　４月　１日一部改正
平成２６年　４月　１日一部改正
平成２９年　４月　１日一部改正
令和　３年　４月　１日一部改正

第１　目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立大島高等学校定時制課程(以下「本校」という。)の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

第２　事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

第３　校長

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第４　副校長

１　副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
２　副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

第５　主幹教諭

１　主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
２　主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く）を監督する。

第６　主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

１　校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
２　指導・監督層である主幹教諭の補佐
３　同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

第７　経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

第８　校務分掌組織

校務に関する分掌組織は、次のとおりとする。ただし、特別の事情のあるときは、その一部を置かない

ことができる。

1　部

教務部、生活指導部を置く。

2　学年

第１学年、第２学年、第３学年及び第４学年を置く。

3　学科

普通科を置く。

4　教科

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報を置く。

5　企画調整会議

6　職員会議

7　委員会

他項で定めるもののほか、入学者選考委員会、教科書選定委員会、都立学校開放事業運営委員会、学校保健委員会、安全衛生委員会、防災委員会、防災教育推進委員会、施設・省エネ委員会、図書館運営委員会、図書選定委員会、食物アレルギー対応委員会、学校いじめ対策委員会、学校サポートチーム、ＰＣ委員会、給食委員会の各委員会を置く。各委員会についての詳細は別に定める。

8　学校運営連絡協議会

9　部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項については生活指導部の所掌とし､各部活動の指導業務は､当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

10　情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

11　その他

校長が必要と認めたときは、その他の分掌組織を置くことができる。

第９　経営企画室組織

経営企画室の事務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

第１０　企画調整会議

1　目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長の学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌組織間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

2　構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹、各部主任、及び進路指導部主任に代わる者として届けた者とする。

3　学校運営連絡協議会協議委員の参加

校長が必要と認めたときは､企画調整会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

4　開催

定例会は、原則として毎週一回開催する。

5　招集

校長が招集し、その運営を管理する。

6　その他、必要な事項は、校長が定める。

第１１　職員会議

1　目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

（１）　校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
（２）　校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
（３）　校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

２　構成員
常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

３　学校運営連絡協議会協議委員の参加
校長が必要と認めたときは、職員会議に学校運営連絡協議会協議委員を参加させることができる。

４　開催
定例会は、原則として月２回開催する。

５　招集
校長が招集し、その運営を管理する。

６　司会
校長が選任する。

７　記録
校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

８　運営
（１）　報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
（２）　校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意見を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

第１２　分掌組織図
分掌組織図は、次のとおりとする。

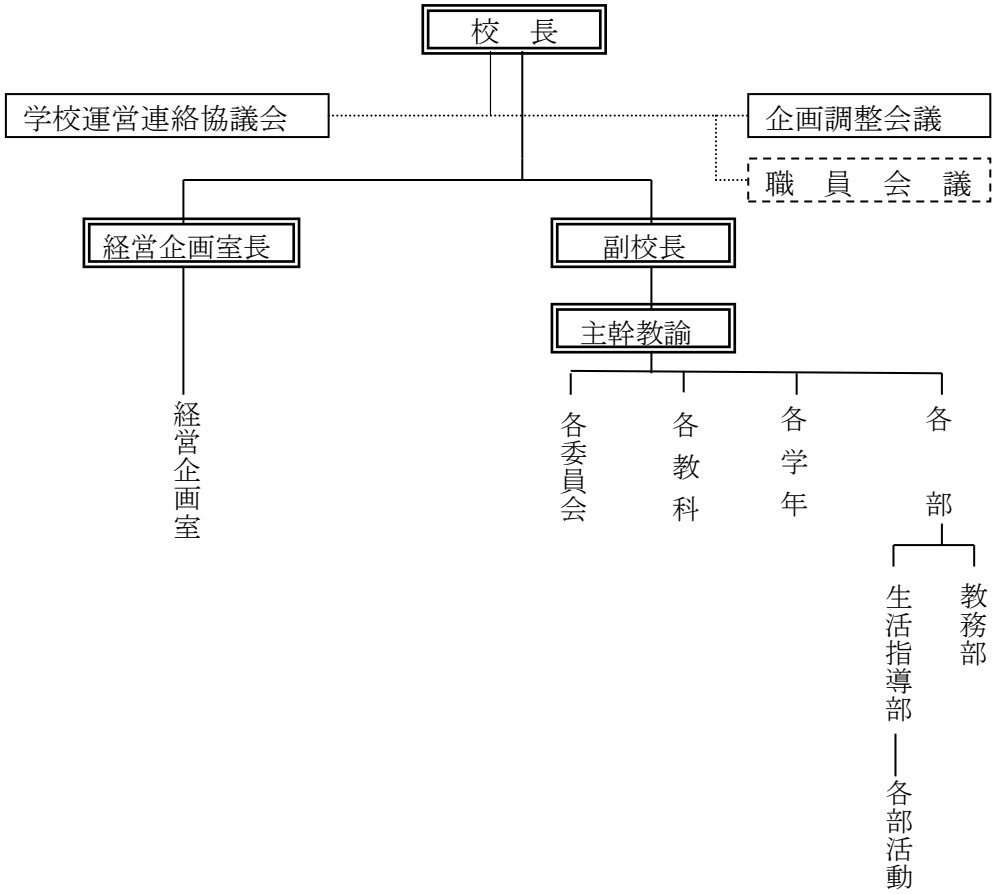

第１３　人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは、校長が定める。

第１４　予算

校内予算の編成等については、予算調整会議をおき、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

第１５　校内規定

校長は、この規程に基づき、その他の校内規定を定める。

第１６　情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

附　則

この規程は、平成１１年１月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成１９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２５年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成２９年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。